

救急告示医療機関の認定基準に係る受入実績の基準改正（案）について

- 令和4年8月の救急医療対策審議会で議論を開始した「救急告示医療機関の認定基準に係る受入実績の基準改正」について、「救急病院等の告示に関する部会」での議論を踏まえた改正案を審議いただく。
- 改正にあたっては、令和4年12月、令和5年8月7日に、部会で議論を行った。

見直しの方向性

- 医療機関が恒常的に受入体制を確保するよう促すような基準とする。
- 認定機関数が激減することのないよう慎重に議論

現行基準

基準	評価基準Ⅰ（旧基準A）	評価基準Ⅱ（旧基準C） ※救済措置
時間帯	時間外	全時間帯
地域性	医療機関の所在地を管轄する消防機関からの受入実績	医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの受入実績
件数	3ヶ月で15件以上	3ヶ月で30件以上
	Ⅰ・Ⅱともに、非通年の医療機関の場合は上記の1/2（端数切捨）	

部会での主な意見

○地域性（消防機関）について

- ・救急患者に地域性（どの消防機関からの受入要請なのか）はあまり関係が無い場合、地域性は不要ではないか。

○件数について

- ・1年間の件数で評価するのであれば、現行の4倍の件数が妥当である。

○評価基準Ⅱ（救済措置）について

- ・認定機関数が激減しないようにとのことであれば、「評価基準Ⅱ」はしばらく存続させるべき。しかし、あくまで救済措置であるため、いずれは廃止すべき。
- ・時間内はどの病院でも救急患者を受入れることが可能。時間外は受入体制を整えるために人件費等がかかるため、時間外の評価は必要。

○例外措置の新設

- ・例外措置を設けると、例外措置ありきの認定となる可能性がある。認定基準を設けている以上、例外措置は無いほうがよい。

救急告示医療機関の認定基準に係る受入実績の基準改正（案）について

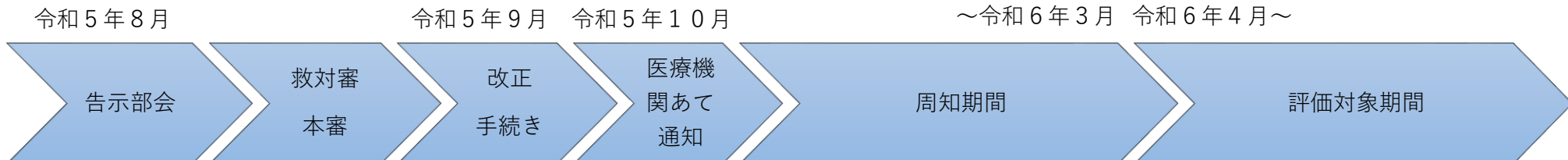
改正案

- 受入実績の評価期間を1年間（半期ごとに一定件数を受入れ）とし、年間を通じた受入体制の確保を促す。また、件数は1年間の評価とするため、現行の4倍とする。
- 患者の発生地域については受入側である医療機関に直接関係する事項ではないため、評価基準Ⅰについては、地域性（管轄消防機関からの受入実績）の要件を廃止する。

		現行基準	改正案
基準	項目	内容	内容
評価基準Ⅰ (旧基準A)	時間帯	・ 時間外のみ	・ 時間外のみ
	消防機関	・ 管轄消防機関のみ	・ 管轄に限定せず
	件数	・ 3ヵ月で15件	・ 1年間で60件以上 (2半期連続で30件以上)
評価基準Ⅱ (旧基準C) ※救済措置	時間帯	・ 全時間帯	・ 全時間帯
	消防機関	・ 管轄に限定せず	・ 管轄に限定せず
	件数	・ 3ヵ月で30件	・ 1年間で120件以上 (2半期連続で60件以上)
	適用の制約	-	・ 前回認定が評価基準Ⅱによる場合は適用しない。

※Ⅰ・Ⅱとも非通年制・輪番制の場合は、1/2の件数（端数切捨）とする。

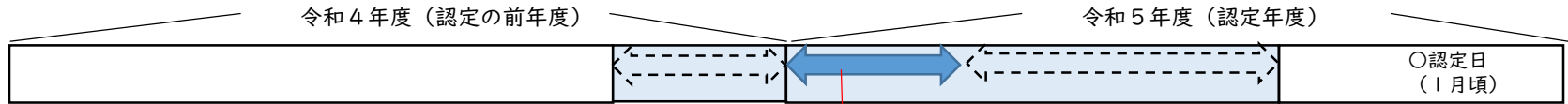
スケジュール



救急告示医療機関の認定基準に係る受入実績の基準改正（案）について

受入実績評価の対象とする期間

《現行》



3ヶ月（原則、認定年度の4～6月）の実績で判断

※運用上、認定の前年度1月頃より認定年度の10月頃の連続した3ヶ月の実績で柔軟に判断。

《改正案》

	令和6年度（認定の前年度）	令和7年度（認定年度）		
	半期（前年度4～9月）	半期（前年度10～3月）	半期（認定年度4～9月）	認定日（1月頃）
医療機関A	○基準クリア	○基準クリア	（判定不要）	○認定可能
医療機関B	×基準未達成	○基準クリア	○基準クリア	○認定可能
医療機関C	○基準クリア	×基準未達成	○基準クリア	×認定不可 （連続していないため）

○告示認定の申請は、毎年7月頃に行う。

○申請時点（7月）に、原則として前年度（上半期・下半期）の件数を確認する（医療機関A）。

○ただし、医療機関Bのように、前年度上半期に基準の実績に満たない場合は、下半期及び認定年度の上半期を確認し、充足すれば認定可能とする（医療機関B）。

○なお、医療機関Cのように、連続した半期を達成できない場合は、認定不可とする。